

# 「茨城エコ事業所」登録の手引き



2023年2月

茨城県県民生活環境部環境政策課

# 目 次

	ページ
事業所の皆様へ .....	1
1 茨城工コ事業所登録制度について .....	2
(1) 全体の事務手続きの流れ .....	2
(2) 登録のメリット .....	3
(3) 登録方法 .....	3
2 登録の手順 .....	4
(1) 登録区分（格付け） .....	4
(2) 登録の手順 .....	4
① 登録区分（事業所）について .....	4
i 現状の把握 .....	4
ii 取組項目等の設定 .....	5
iii 実行 .....	5
iv 点検・評価 .....	5
v 見直し .....	5
② 登録区分（プラス家庭）について .....	6
i 現状の把握 .....	6
ii 家庭で取組む職員数の設定 .....	6
iii 実行 .....	6
iv 点検・評価、見直し .....	6
参考資料 .....	7
環境にやさしい取組項目チェックリスト .....	8
茨城工コ事業所登録申請書（第1号様式） .....	10
茨城工コ事業所取組結果報告書（第2号様式） .....	12
茨城工コ事業所年次取組結果報告書（第3号様式） .....	14
茨城工コ事業所登録変更届（第4号様式） .....	16
茨城工コ事業所登録辞退届（第5号様式） .....	17

# 事業所の皆様へ

## —登録にあたって—

- 2020年10月に、政府は「2050年カーボンニュートラル」を宣言、2021年4月には、2030年度の温室効果ガス削減目標について、2013年度から46%削減することを表明、それに伴い、2021年5月に改正地球温暖化対策推進法が成立し、10月には、国の部門別温室効果ガス削減目標や、削減目標実現のための対策を明記した地球温暖化対策計画が改正される等、地球温暖化問題を取り巻く状況は刻々と変化しています。
- 茨城県においても地球温暖化対策は重要な課題で、気象庁のレポートによると、茨城県内の平均気温20世紀末（1980～1999年）に比べ、今世紀末（2076～2095年）には概ね4℃程度上昇すると予測されています。茨城県では、2017年3月に改定した「茨城県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民総ぐるみによる地球温暖化対策を推進してきたところですが、今回の国の方針を踏まえ、計画の内容を見直し、温室効果ガスのさらなる排出削減を図ってまいります。
- 茨城エコ事業所登録制度は、環境にやさしい取組を行う実施主体のすそ野を広げるため、簡易な取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、2006年から運営されてきた制度です。登録された事業所を広く県民の皆様を紹介することにより、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを目指してまいりました。
- 茨城エコ事業所登録制度に関しても、今回の国の方針等を踏まえ、温室効果ガスの排出削減を積極的に実施している事業所の皆様や、温室効果ガスの排出削減目標を高く設定しチャレンジをしている事業者の皆様を後押しするため、取組項目の「発展項目」の内容を見直し行いました。
- 環境への負荷の少ない循環型社会を目指して、事業所・県民の皆様が一体となって、環境保全活動の輪を県内にくまなく広げ、かけがえのない財産である美しい茨城の自然をより良い状態で次の世代に引き継いでいけるよう、多数の事業所そしてそこで働く県民の皆様が、この制度に参加していただきますようお願いいたします。

### \*温室効果ガス：

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。

1998年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の6種類のガスが温室効果ガスとして定められました。

地球温暖化により、平均気温や海面水位の上昇による洪水や干ばつなどの気象現象への影響、熱中症患者の増加やマラリヤなど人の健康への影響、動植物の絶滅等自然生態系への影響等が懸念されます。

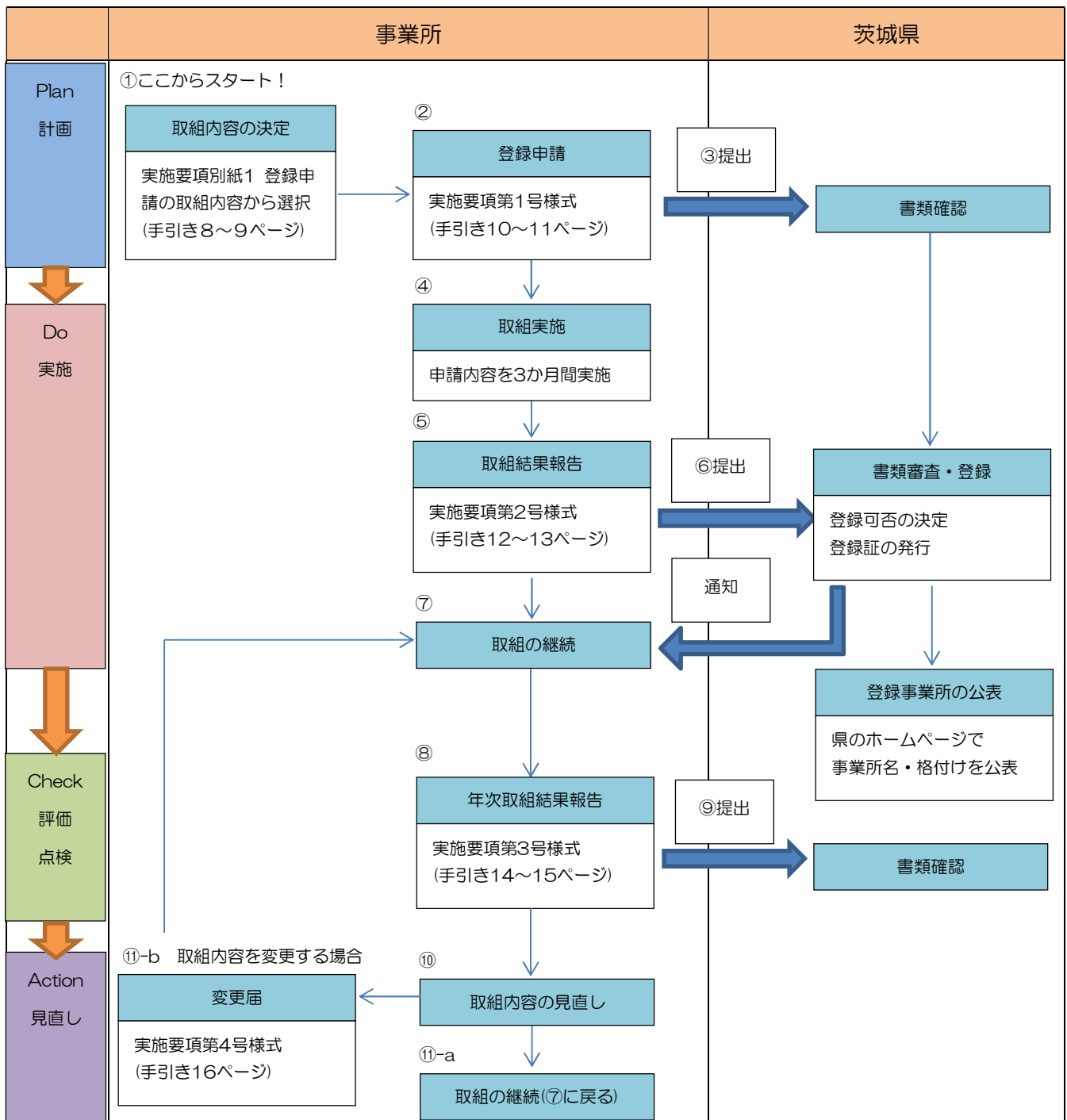
# 1 茨城エコ事業所登録制度について

この制度は、事業所の規模や業種等に関わらず、環境にやさしい取組を行う事業所を、茨城県が「茨城エコ事業所」として登録して、その取組を広く県民に紹介するものです。

登録には手数料等の費用はかかりません。また、登録期間に限りはなく、更新の手続きは不要です。（ただし、2（2）①「iv 点検・評価」（5ページ）のとおり「年次取組結果報告書」（第3号様式）の提出は必要です。）


エコ事業所として環境に配慮した取組を実践することにより、コスト削減が期待できます。

## （1）全体の事務手続きの流れ



## (2) 登録のメリット

茨城エコ事業所に登録すると、以下のメリットを受けられます。

登録証等の交付	<ul style="list-style-type: none"><li>登録証及びステッカーを交付します</li><li>名刺及び広告等にシンボルマークをご使用いただけます</li></ul>	
県ホームページでの広報	<ul style="list-style-type: none"><li>県環境政策課のホームページで事業所名及び格付けを公表</li></ul>	
エコ事業所向け銀行保証付私募債の新規記録手数料の免除	<ul style="list-style-type: none"><li>(株) 筑波銀行のエコ事業所向け銀行保証付私募債を発行する際、新規記録手数料が無料となります</li><li>※ 詳細は(株) 筑波銀行にお尋ねください</li></ul>	
県の入札参加資格審査での加点	<ul style="list-style-type: none"><li>物品調達等競争入札参加資格審査数値で1点加点</li><li>※ 入札参加資格申請の手続きについては、会計管理課にご確認ください</li></ul>	
常陽エコ・セレクトローンを利用する場合の金利優遇	<ul style="list-style-type: none"><li>(株) 常陽銀行の常陽エコ・セレクトローンを利用する場合は、貸付金利の優遇が受けられます</li><li>※ 詳細は(株) 常陽銀行にお尋ねください</li></ul>	

## (3) 登録方法

登録を希望される事業所は、「茨城エコ事業所登録申請書」(第1号様式)に必要な事項を記入のうえ、県環境政策課あて持参、郵送又はいばらき電子申請・届出サービスにより1部提出してください。

申請いただいた環境にやさしい取組みを3か月間実践した後、「茨城エコ事業所取組結果報告書」(第2号様式)を1部提出いただき、審査を経て登録となります。

### 【登録申請届・取組結果報告書の提出先】

<提出先(郵送・持参による場合)>

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策グループ(県庁舎14F南側)

<いばらき電子申請・届出サービス>

・申請：[https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=14336](https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=14336)

・取組結果報告：[https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=14335](https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=14335)

## 2 登録の手順

### (1) 登録区分（格付け）

登録区分は、身近な取組で取得できる格付け「A」から、発展項目の取組が必要なより上位の格付け「AA」や「AAA」まであります。

また、職員の家庭でも併せて取組む場合は、上記の格付けに「S」「M」「L」の格付けを加え、全部で12通り（A、AA、AAA、A・S、A・M、A・L、AA・S、AA・M、AAL、AAA・S、AAA・M、AAA・L）の登録区分があります。

事業所の実情や目的に合わせて、登録区分を選んでください。途中で取組を拡大して、格付けを上げていくことも可能です。

登録区分とその基準は次のとおりです。

#### <登録区分（事業所）>

登録区分 (格付)	登録の基準		
	必須項目	基本項目	発展項目
A	すべて実施	3項目以上を実施	—
AA	すべて実施	4項目以上を実施	2項目以上を実施
AAA	すべて実施	5項目以上を実施	4項目以上を実施

#### <登録区分（プラス家庭）>

登録区分 (格付)	登録の基準
	茨城エコ・チェックシートによる取組
S	事業所における1/2の職員世帯で「茨城エコ・チェックシート」の取組を実施
M	事業所における2/3の職員世帯で「茨城エコ・チェックシート」の取組を実施
L	事業所における全ての職員世帯で「茨城エコ・チェックシート」の取組を実施

### (2) 登録の手順

#### ① 登録区分（事業所）について

茨城エコ事業所登録制度は、本県独自の簡易な環境マネジメントシステムです。以下に示す手順に従って手続きを進めていただくことで、環境マネジメントを実施することができます。

##### i 現状の把握

環境にやさしい取組を進めるためには、事業所で現在行っている取組の状況を把握し、評価することが必要です。

環境配慮への取組状況の自己チェックは、現時点での環境にやさしい取組状況を認識することに

より、今後実施していくべき具体的な取組を明らかにすることを目的としています。

8ページからの環境にやさしい取組項目チェックリストを利用してください。

### ◇◇ チェックの方法 ◇◇

環境にやさしい取組項目チェックリストに基づき、次のとおり取組欄にチェックします。

いつも取り組んでいる事項……………	○
ときどきは取り組んでいるが、さらに取組が必要な事項……………	△
ほとんど取り組んでいない事項……………	×
該当しない（関係のない）事項……………	—

- ・「○」「△」「×」の記入状況により、自らの取組を評価して下さい。
- ・「△」「×」が付された内容から、今後取組が必要と考えられる事項を把握することができます。
- ・チェック欄には「取組前」と「取組後」があるので、年度毎の取組状況の把握に役立てて下さい。

### ii 取組項目等の設定

取組状況の自己チェックの結果をもとに、まずは「○」や「△」を付けた項目から、茨城エコ事業所として登録申請する事項を設定します。この際、目標を達成するための具体的な取組内容・方法についても決めます。

取組項目等が決まりましたら、「茨城エコ事業所登録申請書」（第1号様式）（10ページ）を作成し、1（3）登録方法（3ページ）の提出先へ提出します。

### iii 実行

取組内容と具体的な取組方法が決まったら実行します。

申請から3か月間実行し、その結果を「茨城エコ事業所取組結果報告書」（第2号様式）（12ページ）により報告してください。県で書類審査を行い、登録完了となります。

登録後は、引き続き取組を実行してください。

※ 登録後、登録証・登録ステッカー・シンボルマークのデータ（メールアドレスがある場合）をお送りいたします。

### iv 点検・評価

実行した結果を、申請時の取組内容と比較し、実際に達成できたかどうか点検・評価します。

下表のとおり、前年度（4～3 月末）の取組結果を5月末日までに「茨城エコ事業所年次取組結果報告書」（第3号様式）（14ページ）に記載し、1部提出してください。

登録年度から2年度間	毎年報告
登録年度から3年度目以降	3年毎に報告
登録区分の変更があった時	変更の翌年度に報告し、以降3年毎に報告

※ 登録区分毎に報告年を定めています。報告年に該当する事業所には、当該年度の2月末日までに県から通知します。

### v 見直し

評価結果をもとに、取組方法を見直すなど、次の行動に結び付けます。さらに高い格付けの認証取得を目指しチャレンジして下さい。

## ② 登録区分（プラス家庭）について

事業所の取組に加え、職員の皆様の家庭でも取り組む場合は、「プラス家庭（S、M、L）」の格付けで申請できます。

家庭での取組には、「茨城エコ・チェックシート」を活用してください。

皆様が家庭でもエコライフの実践者となっていれば、地球温暖化の防止はもちろん、家計の経費節約にもつながります。

※ 茨城エコ・チェックシートは、環境政策課ホームページからダウンロードできます。

### i 現状の把握

家庭での取組でも、事業所と同様に、現在行っている取組の状況を把握し、評価することが必要です。茨城エコ・チェックシートを活用し、各家庭のエコライフ度を3段階（いつも：○、ときどき：△、やっていない：×）で自己評価してください。

### ii 家庭で取り組む職員数の設定

事業所の登録区分（A、AA、AAA）に加え、プラス家庭の登録区分（S、M、L）も申請する場合は、「茨城エコ事業所登録申請書（第1号様式）（14ページ）」の「事業所＋家庭の取組に登録した職員数」欄に必要事項を記入します。

プラス家庭の登録区分においては、事業所の職員数に対する家庭で取り組む職員数の割合により格付けを決定します。

### iii 実行

取組状況の自己チェックの結果をもとに、各世帯がエコライフ度を向上させるように茨城エコ・チェックシートの項目を実行します。各項目の実践が習慣になるように頑張ってください。

### iv 点検・評価、見直し

事業所の取組と同様になります。評価結果をもとに、取組方法を見直すなど、次の行動に結び付けます。さらに高い格付けの認証取得を目指しチャレンジしてください。

#### 【年次取組結果報告・登録変更届・辞退届の提出先】

<提出先（郵送・持参による場合）>

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策グループ（県庁舎14F南側）

※登録変更届及び辞退届についても、各1部ご提出ください。

<いばらき電子申請・届出サービスによる場合>

・年次取組結果報告：県環境政策課ホームページに掲載のリンクからアクセスください。

※県環境政策課ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/kankyo/iba-eco-jigyosho.html>

・変更：[https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=14333](https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=14333)

・辞退：[https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=14334](https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=14334)



— 參考資料 —

## 環境にやさしい取組項目チェックリスト

必須項目（6項目）			
チェック欄		項目	取組内容
取組前	取組後	番号	
		①	冷暖房の温度調節（事業所内の可能な場所で冷房時の室温 28℃、暖房時の室温 20℃程度）を行う。
		②	コンセントをこまめに抜く。
		③	蛇口をこまめに閉める。
		④	自動車の運転に際しては、可能な限り車のアイドリングをなくす。
		⑤	環境にやさしいエコ製品やリサイクル可能な製品を選んで買う。
		⑥	可能な限り過剰包装をしない。

必須項目（18項目）			
チェック欄		項目	取組内容
取組前	取組後	番号	
		①	昼休み・休憩時等には可能な限り消灯する。
		②	エレベーター等の利用を自制し階段を積極的に利用する。
		③	エレベーターの運転に際しては、夜間等の部分停止を導入する。
		④	冷暖房時にはブラインド等を利用して効率を高める。
		⑤	食器類の洗浄や手洗い、洗車等において節水する。
		⑥	水道使用量を定期的に点検し、水道配管からの漏水を早期発見する。
		⑦	エコドライブ（急発進・急加速・空ぶかし・不要な荷物の積載等の防止）を実施する。
		⑧	各市町村で決められた分別方法に沿ったゴミの分別を徹底する。
		⑨	使用済み用紙の裏面利用や両面コピーを積極的に行う。
		⑩	配付資料の削減や縮小コピーを積極的に行う。
		⑪	夏季は原則上着・ネクタイを着用しない（クールビズ）。冬季は重ね着をする（ウォームビズ）。
		⑫	環境に関する市民向けセミナーやシンポジウムに積極的に参加する。
		⑬	地域の緑化や美化活動など環境保全活動に積極的に参加する。
		⑭	事業活動に係る環境にやさしい取り組みの公表や環境に関する情報を提供する。
		⑮	職員等への環境意識向上のための教育を行う。
		⑯	環境保全に係るボランティア活動に対して、休暇制度を設けるなど支援する。
		⑰	事業所敷地内のほか、その周辺の清掃を定期的実施する。
		⑱	定期的なノーマーカーデーを設けるなど、マイカー通勤の自粛や公共交通機関の利用を進める。

発展項目（20 項目）

チェック欄		項目 番号	取組内容
取組前	取組後		
		①	LED 照明等の高効率照明を積極的に導入する。
		②	省エネ型空調設備を積極的に導入する。
		③	ヒートポンプなど高効率機器を導入する。
		④	太陽光発電や風力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギーを積極的に活用（自ら再エネ設備を設置する・使用電力を再エネ由来に切り替える等）する。
		⑤	深夜電力を活用する。
		⑥	コージェネレーションシステムの導入や廃棄物発電（熱利用等を含む）を行う。
		⑦	節水機器（節水コマ、節水型トイレ等）を導入する。
		⑧	雨水を積極的に活用する。
		⑨	電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の次世代自動車を導入する。
		⑩	建設廃棄物を発生させない計画設計及び工法等を採用して、排出の抑制や環境に配慮した工法にする。
		⑪	事業活動に伴う廃棄物の減量化やリサイクル等を積極的に行う。
		⑫	断熱性の高い構造材や二重窓、複層ガラス等を積極的に導入する。
		⑬	敷地内の植栽、緑地等の適正な維持管理を行う。
		⑭	食べ残し、食品残渣などをコンポスト（堆肥）化し、敷地内の緑化へ活用、又は他団体等へ提供するなど、フードロス削減に向けた取組を行う。
		⑮	社内、社外を問わず、積極的に環境保全活動の推進に必要な人材を育成する。
		⑯	地球温暖化対策地域協議会などの環境保全団体の設立又は環境保全団体への参画・支援を行う。
		⑰	エコビジネス（環境に関する調査・研究、コンサルティング業務）や環境保全技術（環境保全に貢献する金融商品の開発を含む）を開発する。
		⑱	環境に配慮した投資や融資を行う。
		⑲	海外における環境 NGO 活動、緑化等の活動に積極的に協力し、海外での事業活動でも環境に配慮する。
		⑳	公共交通機関の利用等により、社用車の使用を減らす。

(第1号様式)

### 茨城工コ事業所登録申請書

〇〇年×月△△日

茨城県知事 殿

申請者

住 所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)

茨城県水戸市笠原町〇〇〇

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(名 称) 株式会社 〇〇〇 茨城事業所

(代表者名) 代表取締役 茨城 太郎

茨城工コ事業所登録制度実施要項第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

ふりがな	かぶしきがいしゃ 〇〇〇 しばらきじぎょうしょ		
事業所名	株式会社 〇〇〇 茨城事業所		
所在地	〒	〇〇〇-〇〇〇〇	
	住所	茨城県水戸市笠原町〇〇〇	
連絡先等	担当者氏名	茨城 二郎	
	TEL :	〇〇〇-×××-△△△△	Eメール : 〇〇〇@××.co.jp
	FAX :	〇〇〇-×××-□□□□	HP : http://www.〇〇〇
事業区分※	B 建設業		
登録申請区分※	事業所のみ	AAA (必須項目6項目(全て)、基本項目5項目以上、発展項目4項目以上)	
	事業所+家庭	M (事業所における2/3の職員の世帯で実施)	
事業所+家庭の取組に 登録申請する職員数 ※事業所+家庭の区分で申 請する場合は記入してくだ さい。	職員数(A)	家庭で取組む職員数(B)	B/A
	20 人	15 人	75 %

<記載上の注意>

※登録申請区分:事業所のみを取組だけでも登録は可能です。

※事業区分:事業所が該当する記号を下記から選んで記入してください。該当するものがない場合は、「J」を記入してください。

- 事業所区分:  
 A 農林水産業 B 建設業 C 製造業 D 電気・ガス・熱供給・水道業 E 運輸業・通信業  
 F 金融・保険業 G 卸売・小売・飲食業 H 不動産業 I サービス業 J 他に分類されないもの

(裏面へ)

(裏面)

項目番号	取組内容	具体的な取組方法
必須項目	① 冷暖房の温度調節（事業所内の可能な場所で夏の冷房時の室温28℃、冬の暖房時の室温20℃程度）を行う。	夏季は、室温28℃以上、冬季は室温20℃以下とするように掲示を行い、意識啓発する。
	② コンセントをこまめに抜く。	電源タップを利用し、不要な電気機器の電源オフを心がける。
	③ 蛇口をこまめに閉める。	節水ラベルを貼り、節水を励行する。
	④ 自動車の運転に際しては、可能な限り車のアイドリングをなくす。	運転日誌にアイドリングストップのチェック欄を設け、確認する。
	⑤ 環境にやさしいエコ製品やリサイクル可能な製品を選んで買う。	グリーンマーク等が付けられた環境にやさしい製品を積極的に購入する。
	⑥ 可能な限り過剰包装をしない。	エコバッグを利用する。
基本項目	⑦ エコドライブ（急発進・急加速・空ぶかし・不要な荷物の積載等の防止）を実施する。	エコドライブ励行のステッカーを車内に貼る。
	⑧ 各市町村で決められた分別方法に沿ったゴミの分別を徹底する。	市町村の定める分別方法を徹底している。
	⑨ 使用済み用紙の裏面利用や両面コピーを積極的に行う。	使用済みコピー用紙をメモ用紙として使用する。
	⑪ 夏季は原則上着・ネクタイを着用しない（クールビズ）。冬季は重ね着をする（ウォームビズ）。	クールビズ及びウォームビズを実施する。
	⑰ 事業所敷地内のほか、その周辺の清掃を定期的実施する。	事業所敷地内及び周辺の定期清掃を実施する。
発展項目	① LED照明等の高効率照明を積極的に導入する。	LED照明を導入している。
	⑦ 節水機器（節水コマ、節水型トイレ等）を導入する。	節水トイレを導入している。
	⑨ 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の次世代自動車を導入する。	公用車2台について、電気自動車を購入している。
	⑬ 敷地内の植栽、緑地等の適正な維持管理を行う。	植栽、緑地等の適正な維持管理を実施する。

※プルダウンリストから取組む項目番号を選択すると取組内容が自動で入力されますので、具体的な取組方法を記入してください。

※適宜行を追加して記入してください。その際、数式等が設定されていますので、既存の行をコピーしてご使用ください。

※EA21登録事業所は、本書に認証・登録証写しを添付してください。

(第2号様式)

## 茨城工コ事業所取組結果報告書

〇〇年×月△△日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)

茨城県水戸市笠原町〇〇〇

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(名 称) 株式会社 〇〇〇〇 茨城事業所

(代表者名) 代表取締役 茨城 太郎

茨城工コ事業所登録制度実施要項第5条第1項の規定に基づき、次のとおり環境にやさしい取組を実施したので報告します。

ふ り が な	かぶしきがいしゃ 〇〇〇〇 いばらきじぎょうしょ			登録申請 区分	事業所のみ	事業所+家庭
事業所名	株式会社 〇〇〇〇 茨城事業所				AAA	M
所在地	〒	〇〇〇-〇〇〇〇				
	住所	茨城県水戸市笠原町〇〇〇				
連絡先等	担当者氏名	茨城 二郎				
	TEL :	〇〇〇-×××-△△△△	Eメール :	〇〇〇@××.co.jp		
	FAX :	〇〇〇-×××-□□□□	HP :	http://www.〇〇〇		
環境マネジメント システム導入状況 ※該当無い場合は空欄	名称	ISO14001	EA21	( そ の 他 )		
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
事業所+家庭の取組に 登録した職員数 ※該当無い場合は空欄	職員数 (A)	家庭で取組む職員数 (B)		B/A		
	20	15		75		
	人	人		%		

※申請日から3か月間の取組み結果を記載して、速やかに提出してください。

(裏面へ)

(裏面)

項目番号	取組内容	自己評価	具体的な取組方法
必須項目	①	○	夏季は、室温28℃以上、冬季は室温20℃以下とするように掲示を行い、意識啓発した。
	②	○	電源タップを利用し、不要な電気機器の電源オフを心がけた。
	③	○	節水ラベルを貼り、節水を励行した。併せて、職員へ朝礼の際に口頭指導した。
	④	○	運転日誌にアイドリングストップのチェック欄を設け、確認する。
	⑤	○	製品を購入する際の確認事項とし、可能な限りグリーンマーク等が付けられた製品を購入した。
	⑥	○	エコバッグを利用した。
基本項目	⑦	○	エコドライブ（急発進・急加速・空ぶかし・不要な荷物の積載等の防止）を実施する。
	⑧	○	各市町村で決められた分別方法に沿ったゴミの分別を徹底する。
	⑨	○	使用済み用紙の裏面利用や両面コピーを積極的に行う。
	⑪	○	夏季は原則上着・ネクタイを着用しない（クールビズ）。冬季は重ね着をする（ウォームビズ）。
	⑰	○	事業所敷地内のほか、その周辺の清掃を定期的に実施する。
発展項目	①	○	LED照明を導入している。
	⑦	○	節水機器（節水コマ、節水型トイレ等）を導入する。
	⑨	○	公用車2台について、電気自動車を購入している。
	⑬	○	敷地内の植栽、緑地等の適正な維持管理を行う。
家庭の取組		○	茨城エコ・チェックシートにより実施した。

※プルダウンリストから取組む項目番号を選択すると取組内容が自動で入力されますので、具体的な取組方法を記入してください。

※適宜行を追加して記入してください。その際、数式等が設定されていますので、既存の行をコピーしてご使用ください。

※各取組項目について参考資料（取組状況が客観的に確認できる写真、資料）を添付してください。

職員への口頭指導で実施している等、やむを得ず資料が添付できない場合は「具体的な取組方法」欄に取組詳細が分かるよう記載してください。

※自己評価は、概ね達成…○(8割程度)、改善の余地あり…△(8割未満)を目安に記載してください。

(第3号様式)

## 茨城工コ事業所年次取組結果報告書

〇〇年×月△△日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)

茨城県水戸市笠原町〇〇〇

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(名 称) 株式会社 〇〇〇〇 茨城事業所

(代表者名) 代表取締役 茨城 太郎

茨城工コ事業所登録制度実施要項第5条第1項の規定に基づき、次のとおり環境にやさしい取組を実施したので報告します。

ふ り が な	かぶしきがいしゃ 〇〇〇〇 いばらきじぎょうしょ			登録番号	登録区分
事業所名	株式会社 〇〇〇〇 茨城事業所			1	AAA・M
所在地	〒	〇〇〇-〇〇〇〇			
	住所	茨城県水戸市笠原町〇〇〇			
環境マネジメントシステム導入状況 ※該当無い場合は空欄	名称	ISO14001	EA21	( そ の 他 )	
	最終更新年月日 (前回報告後新たに取得した場合は取得年月日)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
事業所+家庭の取組に取組む職員数 ※該当無い場合は空欄	職員数 (A)	家庭で取組む職員数 (B)		B/A	
	20	15		75	
	人	人		%	
本書に関する連絡先等	担当者氏名	茨城 二郎	郵送先	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
				茨城県水戸市笠原町〇〇〇	
	TEL :	〇〇〇-×××-△△△△	Eメール :	〇〇〇@××.co.jp	

※知事の定める年度の5月末日までに前年度(前年の4月~3月まで)の取組結果を記載して提出してください。

(裏面へ)



(裏面)

項目番号	取組内容	自己評価	具体的な取組方法	
必須項目	①	冷暖房の温度調節（事業所内の可能な場所で夏の冷房時の室温28℃、冬の暖房時の室温20℃程度）を行う。	○	夏季は、室温28℃以上、冬季は室温20℃以下とるように掲示を行い、意識啓発した。
	②	コンセントをこまめに抜く。	○	電源タップを利用し、不要な電気機器の電源オフを心がけた。
	③	蛇口をこまめに閉める。	○	節水ラベルを貼り、節水を励行した。併せて、職員へ朝礼の際に口頭指導した。
	④	自動車の運転に際しては、可能な限り車のアイドリングをなくす。	△	来客の送迎等で、アイドリングストップできなかった日が多かった。
	⑤	環境にやさしいエコ製品やリサイクル可能な製品を選んで買う。	○	製品を購入する際の確認事項とし、可能な限りグリーンマーク等が付けられた製品を購入した。
	⑥	可能な限り過剰包装をしない。	○	エコバッグを利用した。
基本項目	⑦	エコドライブ（急発進・急加速・空ぶかし・不要な荷物の積載等の防止）を実施する。	○	エコドライブ励行のステッカーを車内に貼った。
	⑧	各市町村で決められた分別方法に沿ったゴミの分別を徹底する。	○	市町村の定める分別方法を徹底した。
	⑨	使用済み用紙の裏面利用や両面コピーを積極的に行う。	○	使用済みコピー用紙をメモ用紙として使用した。掲示により、使用済み用紙の裏面利用を呼びかけた。
	⑪	夏季は原則上着・ネクタイを着用しない（クールビズ）。冬季は重ね着をする（ウォームビズ）。	○	クールビズ及びウォームビズを実施した。
	⑰	事業所敷地内のほか、その周辺の清掃を定期的に実施する。	○	事業所敷地内及び周辺の定期清掃を実施した。
	⑱	定期的なノーマイカーデーを設けるなど、マイカー通勤の自粛や公共交通機関の利用を進める。	△	ノーマイカーデーを四半期ごとに1週間ずつ設けたが、マイカー利用者が多かった。引き続き、意識啓発に力を入れる。
発展項目	①	LED照明等の高効率照明を積極的に導入する。	○	LED照明を導入している。
	⑦	節水機器（節水コマ、節水型トイレ等）を導入する。	○	節水トイレを導入している。
	⑨	電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の次世代自動車を導入する。	○	公用車2台について、電気自動車を購入している。
	⑬	敷地内の植栽、緑地等の適正な維持管理を行う。	○	植栽、緑地等の適正な維持管理を実施した。
家庭の取組		○	茨城エコ・チェックシートにより実施した。	

※プルダウンリストから取組む項目番号を選択すると取組内容が自動で入力されますので、具体的な取組方法を記入してください。

※適宜行を追加して記入してください。その際、数式等が設定されていますので、既存の行をコピーしてご使用ください。

※全ての取組項目について参考資料（取組状況が客観的に確認できる写真、資料）を添付してください。

職員への口頭指導で実施している等、やむを得ず資料が添付できない場合は「具体的な取組方法」欄に取組詳細が分かるように記載してください。

※自己評価は、概ね達成…○(8割程度)、改善の余地あり…△(8割未満)を目安に記載してください。

※知事の定める年度の5月末日までに前年度（前年の4月～3月まで）の取組結果を記載して提出してください。

(第4号様式)

### 茨城工コ事業所変更届

〇〇年×月△△日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)

茨城県水戸市笠原町〇〇〇

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(名 称) 株式会社〇〇〇〇 茨城事業所

(代表者名) 代表取締役 茨城 太郎

茨城工コ事業所として登録された内容に変更があったので、茨城工コ事業所登録制度実施要項第7条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

ふ り が な	かぶしきがいしゃ 〇〇〇〇 いばらきじぎょうしょ		登録番号	登録区分
事業所名	株式会社 〇〇〇〇 茨城事業所		1	AAA・M
所在地	〒	〇〇〇-〇〇〇〇		
	住所	茨城県水戸市笠原町〇〇〇		
変更内容	変更事項 ※該当するものに ○	事業所名 ・ 所在地 ・ 登録区分 ・ その他 ( )		
	内容	変更前	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社〇〇〇〇 茨城事業所</li> <li>〒〇〇〇-〇〇〇〇</li> <li>茨城県水戸市笠原町〇〇〇</li> </ul>	
		変更後	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社〇〇〇〇 水戸事業所</li> <li>〒×××-××××</li> <li>茨城県水戸市笠原町△△△</li> </ul>	
変更年月日	●●年×月▲▲日			
本書に関する連絡先等	担当者氏名	茨城 二郎	郵送先	〒〇〇〇-〇〇〇〇
				茨城県水戸市笠原町〇〇〇
	TEL :	〇〇〇-×××-△△△△	Eメール :	〇〇〇@××.co.jp

※事業所名・所在地・登録区分に変更が生じる際には、登録証を再発行するため、変更前の内容で交付された登録証を本書に添えて返還してください。

※登録区分を変更する場合は、取組結果報告書(第2号様式)を併せて提出してください。

(第5号様式)

## 茨城工コ事業所辞退届

〇〇年×月△△日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)

茨城県水戸市笠原町〇〇〇

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(名 称) 株式会社〇〇〇〇 茨城事業所

(代表者名) 代表取締役 茨城 太郎

茨城工コ事業所として登録された内容に変更があったので、茨城工コ事業所登録制度実施要項第8条の規定に基づき、次のとおり届出ます。

ふ り が な	かふしきがいしゃ 〇〇〇〇 いばらきじぎょうしょ		登録番号	登録区分
事業所名	株式会社 〇〇〇〇 茨城事業所		1	AAA・M
所在地	〒	〇〇〇-〇〇〇〇		
	住所	茨城県水戸市笠原町〇〇〇		
辞退の理由	事業所が県外に移転するため。			
本書に関する連絡先等	担当者氏名	茨城 二郎	郵送先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 茨城県水戸市笠原町〇〇〇
	TEL :	〇〇〇-×××-△△△△	Eメール :	〇〇〇@××.co.jp

※登録証を本書に添えて返還してください。